

ニセコ町次世代育成支援対策行動計画

— 子どもたちの笑顔が輝くまちへ —

平成17年3月

ニセコ町

目 次

第1章	計画の策定にあたって	2
1	計画の趣旨	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
4	ニセコ町の現状	3
ア	少子化の動向	3
(1)	人口の推移	3
(2)	出生の動向	4
(3)	婚姻・離婚の動向	4
(4)	人口・児童数の将来予測	5
イ	家族や地域の状況	6
(1)	世帯の動向	6
(2)	産業・雇用の状況	6
ウ	子どもの状況と子育ての実態	7
(1)	子どもたちの放課後のすごしかた	7
(2)	子育ての実態	7
(3)	子育てに関する保護者の意識	7
エ	子育て支援サービスの現状	8
第2章	計画の基本的な考え方	12
1	基本的な視点	12
(1)	子どもの視点	12
(2)	次代の親づくりという視点	12
(3)	子育て支援策の質の視点	12
(4)	支援のあり方という視点	12
2	基本理念	13
3	基本目標	13
第3章	計画の内容	15
1	基本政策・個別政策	15
(1)	地域における子育て支援	15
(2)	職業生活と家庭生活との両立の推進	18
(3)	要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	19
(4)	母性、父性並びに乳幼児、思春期の健康確保及び増進	21
(5)	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	23
(6)	子育てを支援する生活環境の整備	26
(7)	子ども等の安全の確保	27
2	事業目標量	29

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

国や自治体における「少子化」に対する各種取組が推進されてきておりますが、現在、急速な少子化の流れは依然として進行しており、政府は「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を平成15年3月に取りまとめました。さらに、自治体、企業における今後10年間の集中的・計画的な少子化対策に対する取組みを促進させるための「次世代育成支援対策推進法」が平成15年7月に国会で成立しました。

これまでニセコ町では、子育てに関する個別計画は策定しておらず、総合計画の分野別方針を基本とし、各種取組みを行ってきました。しかし、次世代育成支援対策推進法第8条で、次世代育成支援対策に関する市町村行動計画の策定が義務付けられたことを契機に、ニセコ町においても、総合的・計画的な次世代育成に関する取組みの必要性を強く認識しているところです。

この行動計画は、ニセコ町における少子化等の現状分析や、これまで行ってきた少子化対策や子育て政策を検証、ニーズ調査を行った上で、「ニセコ町次世代育成支援対策地域協議会」での協議や、幅広い意見募集、関係機関等との協議により、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるよう、今後10年間を見通した「ニセコ町にふさわしい」子育て支援として平成17年度を初年度とする「ニセコ町次世代育成支援対策行動計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この行動計画は、ニセコ町まちづくり基本条例第26条第2項の規定及び次世代育成支援対策推進法第7条第1項の規定に基づく行動計画策定指針により、「ニセコ町基本構想」（第4次ニセコ町総合計画）との整合性を保ち、また、関連する各種個別計画との調和を図りながら策定します。

また、この行動計画は、ニセコ町におけるまちづくり計画体系上では、子育てに関する基本的な計画及び実施計画としての性格を持ち、行政はもとより対象となる個人、家族、コミュニティ、企業等の行動計画としての側面もあわせ持ちます。

3 計画期間

次世代育成支援対策推進法では、市町村行動計画の期間は5年を1期としています。そのため、平成17年度を初年度とし平成21年度までの5年間で「前期計画」として策定します。

前期計画の終了年度である平成21年度に行動計画の見直し作業を行い、平成22年度から平成26年度までの5年間で「後期計画」として策定します。

前期計画にあたる平成17年度から平成21年度の5年間は、平成19年度の幼保総合施設開設に向けたニセコ町全体の子育て支援の施策の見直し、再編成をしたうえで、新しい施設を拠点とした子育て支援システムを構築し、運用していく期間となります。

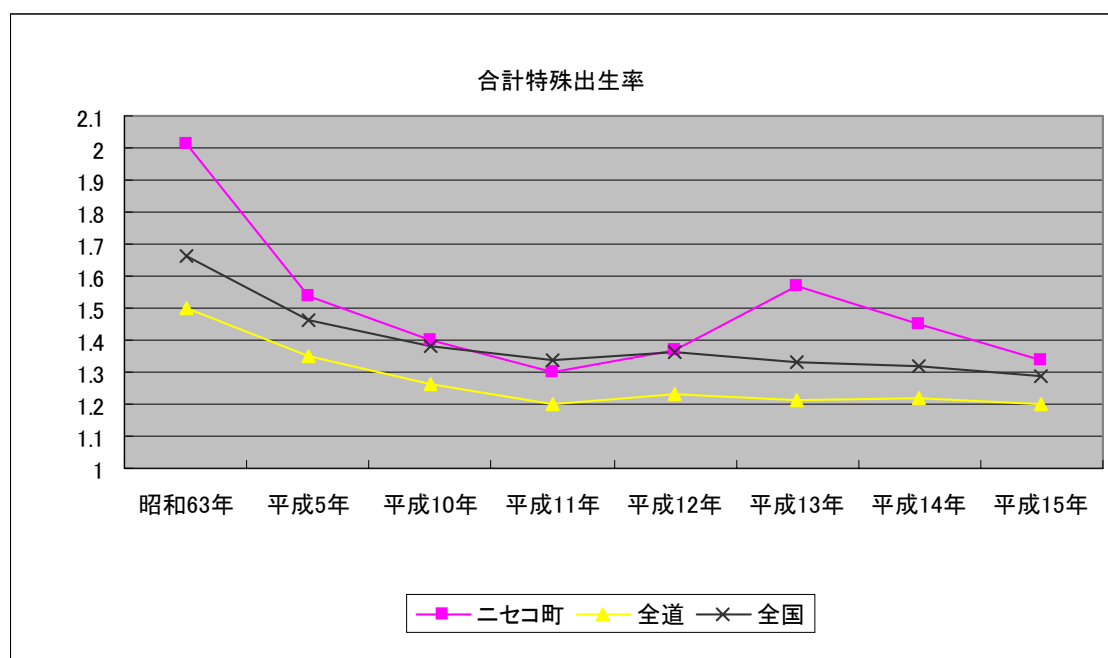
(2)出生の動向

ニセコ町における年間出生数は、昭和60年代から平成の前半にかけては、概ね50人前後の出生がありましたが、ここ数年は40人前後で推移しており出生数だけを見ても確実に少子化が進んでいます。

一方、合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの数の平均）においても、平成15年では1.34人となっており、全国、全道平均を上回っていますが、ここ15年間で0.67ポイント減少し、全国の減少率0.37ポイント、全道の減少率0.3ポイントに比べ、ニセコ町における少子化の流れが加速されているといえます。

(出生数と合計特殊出生率)

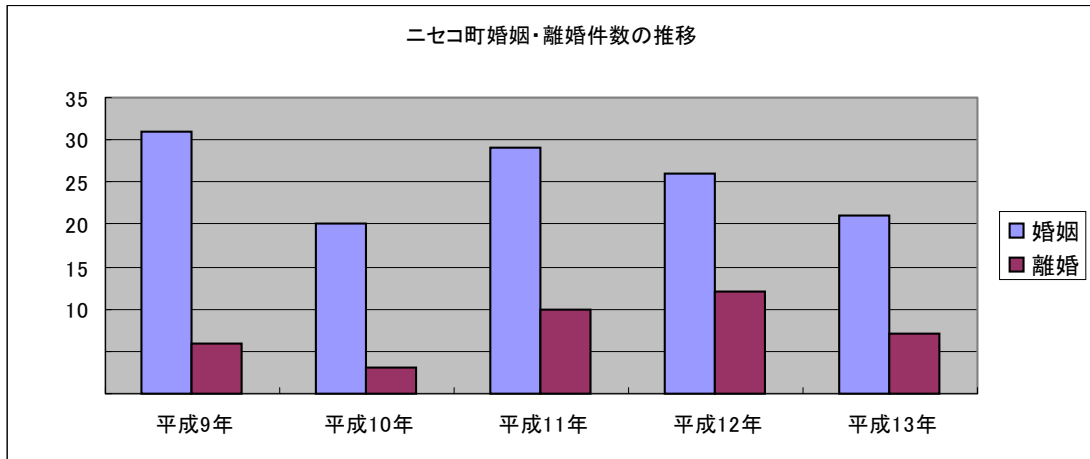
	ニセコ町出生数	合計特殊出生率		
		ニセコ町	全道	全国
昭和63年	55	2.01	1.50	1.66
平成5年	37	1.54	1.35	1.46
平成10年	38	1.40	1.26	1.38
平成11年	34	1.30	1.20	1.34
平成12年	36	1.37	1.23	1.36
平成13年	42	1.57	1.21	1.33
平成14年	38	1.45	1.22	1.32
平成15年	37	1.34	1.20	1.29



(3)婚姻・離婚の動向

婚姻件数は、過去5年間で見ると年間20～30件で推移しています。また、離婚件数は年間10件前後で推移しています。

婚姻率は、全国、全道平均と比べ大きな差はありません。離婚率は、北海道の率が全国平均よりも高い数値で推移しているのに対し、ニセコ町は全国平均よりも同程度か低い数値で推移しているのが特徴です。

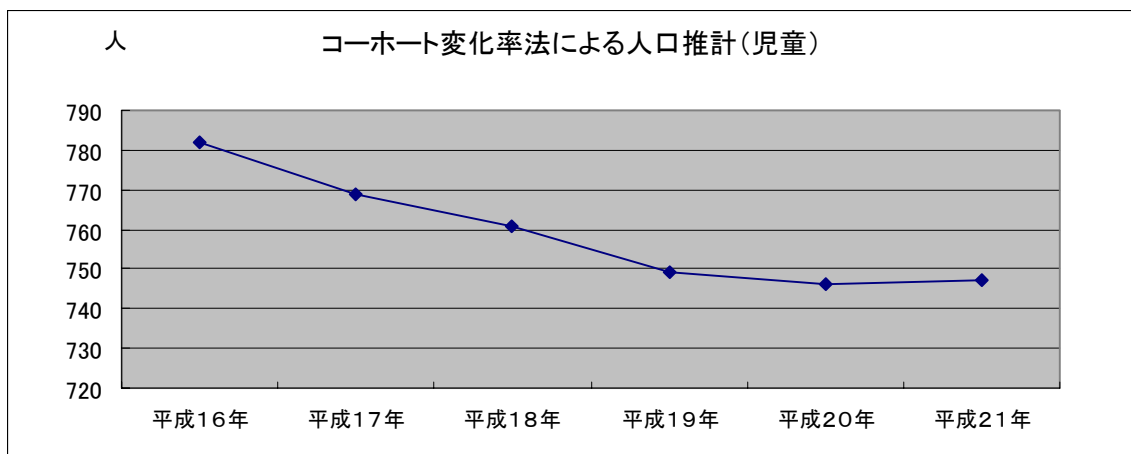


(4)人口・児童数の将来予測

住民基本台帳の実績人口データに基づくコーホート変化率法による人口推計によれば、平成21年には全人口で4,817人（男2,372人、女2,445人）となり、そのうち平成17年から21年は、次のとおりと推計されます。

また、0歳から17歳までの合計では5年間で約1.3%の減少と推計されています。

推計人口	児童年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
	平成16年	37	32	49	33	33	36	58	47	37	41	38	55	45	43	43	54	45	56
平成17年	37	38	32	50	29	35	37	62	49	40	41	39	56	41	43	40	53	47	
平成18年	33	38	38	33	45	32	36	40	66	52	40	42	39	52	41	40	39	55	
平成19年	35	34	38	39	29	48	33	39	42	72	52	41	42	37	52	37	39	40	
平成20年	33	36	34	39	35	32	50	34	41	46	72	53	41	40	36	48	36	40	
平成21年	32	34	36	35	35	38	33	54	35	45	46	74	54	39	39	34	47	37	



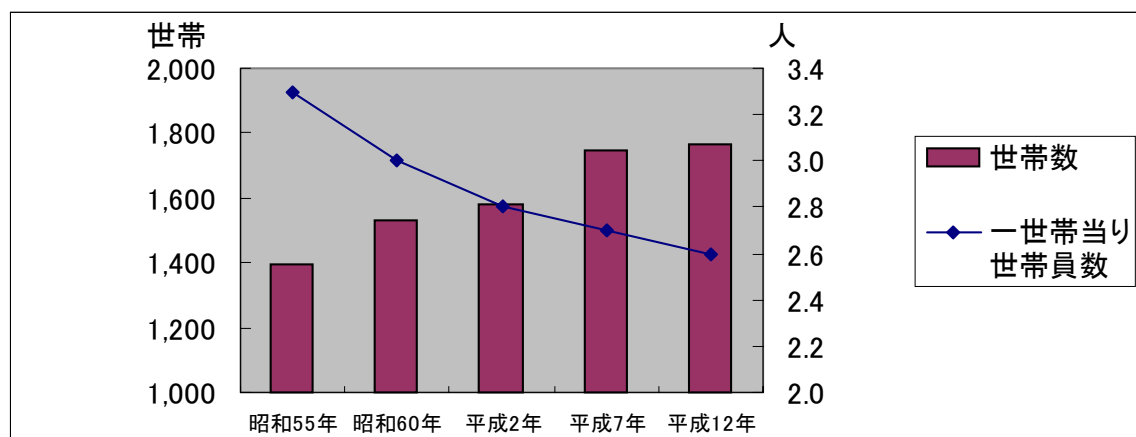
イ 家族や地域の状況

(1) 世帯の動向

国勢調査による世帯数の動向は、昭和55年から平成12年までの20年間で26.4%増加し、全道平均の25.1%増加を1.3ポイント上回っています。また、一世帯あたりの世帯員数は0.7人減少し、全道平均の0.5人減少を若干上回っています。

親族世帯に占める核家族の割合は、全道平均の86.9%に対してニセコ町では78.7%と8.2ポイント低く、その内18歳未満の親族がいる世帯の核家族割合は、全道平均の83.6%に対してニセコ町は69.3%と14.3ポイント低くなっています。しかし、総じてニセコ町の核家族化傾向が年々強まってきているといえます。

	ニセコ町		北海道	
	世帯数	一世帯当り世帯員数	世帯数	一世帯当り世帯員数
昭和55年	1,397	3.3	1,843,386	3.0
昭和60年	1,529	3.0	1,930,078	2.9
平成2年	1,583	2.8	2,031,612	2.8
平成7年	1,744	2.7	2,187,000	2.6
平成12年	1,766	2.6	2,306,419	2.5



(2) 産業・雇用の状況

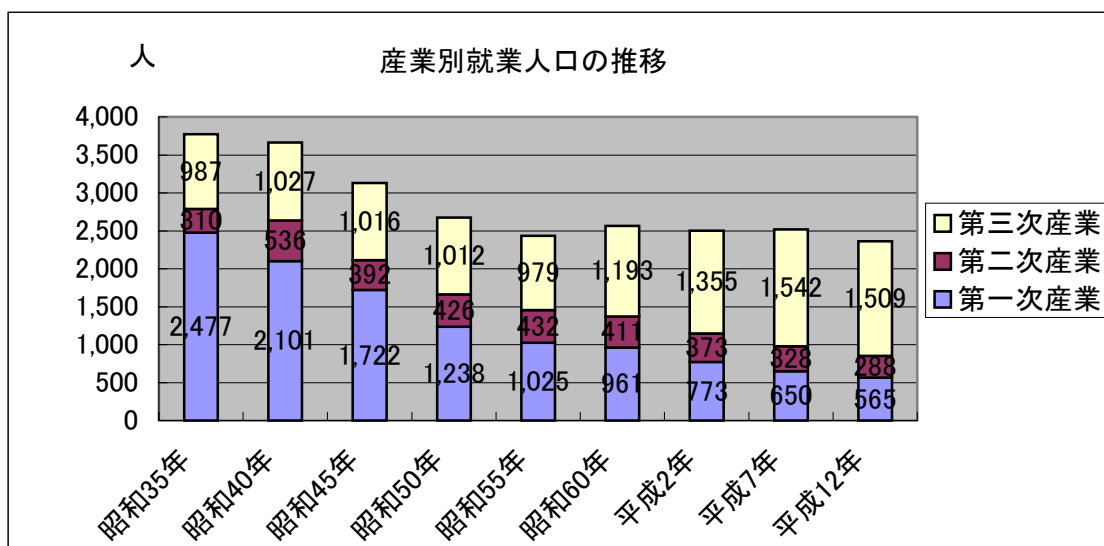
産業別就業人口は、昭和35年から平成12年までの40年間に総数が37.4%減少しました。特に第一次産業の就業者数は、農業就業者を中心に77.2%と著しく減少し、構成比も65.6%から23.9%と41.7ポイントも減少しています。

反面、観光関連産業を主とする第三次産業就業者数は、総就業者数が減少する中で増加の傾向にあり、構成比では26.2%から63.9%へと増加し、昭和60年以降第三次産業が第一次産業を上回るにいたっています。

第二次産業就業者数は、構成比で8.2%から12.2%と微増となっています。

就業率は、平成12年国勢調査では60.7%で、北海道平均を4.6ポイント、全国平均か

らは2.5ポイント上回っています。男女別の就業率は、男性が71.4%、女性が50.8%となっています。



ウ 子どもの状況と子育ての実態

子どもたちの状況と子育ての実態は、子どもを持つ親や対象生徒へのアンケート調査を基にその把握を行いました。

(1) 子どもたちの放課後のすごしかた

アンケート結果を見ると、一年生を除く学年では午後4時までは概ね学校にいて、4時以降は保護者等と一緒にいる児童が多いことがわかりました。また、一年生から三年生を対象としている学童保育所も、対象学年の児童のなかでは上位にあります。

一方、高学年では「クラブ活動」や「あそぶっく」、三年生・四年生では「兄弟姉妹といる」や「クラブ活動」が、一年生・二年生では「保護者や祖父母といる」が特徴的になっています。

また、土曜日については、一年生から三年生で「学童保育所」と回答している人が10数%いるものの、「保護者や祖父母と一緒に」との回答が最も多くなりました。

(2) 子育ての実態

現在小学校に通う児童の就学前の保育状況では、保育所又は幼稚園に通っていた子どもたちが多数を占めています。

就学前児童では、平日では0歳～3歳児までは、保護者がみている人が多く、4歳、5歳児では保育所利用の割合が最も高くなっています。

平日の保育希望は、どの年齢でも「利用したい」が一番多くありました。

また、土日祝祭日では、保護者がみている割合が最も高い結果となりましたが、土日の保育希望も朝8時代後半から17時代後半までの希望が多くありました。

(3) 子育てに関する保護者の意識

日ごろから子育てに対して、不安や負担を感じたり気になっているという家庭が多くみられま

すが、半数以上の親が「子どもの教育」、「しつけ」、「友達」について強い関心を持っています。

また、子育てに対してストレスを感じる親も多く、その理由は、「自分の時間が持てない」が最も多く、次いで小学生を持つ親は「子育てで出費がかさむ」が、就学前児童を持つ親は、「身体の疲れ」「出費がかさむ」が多くなっています。

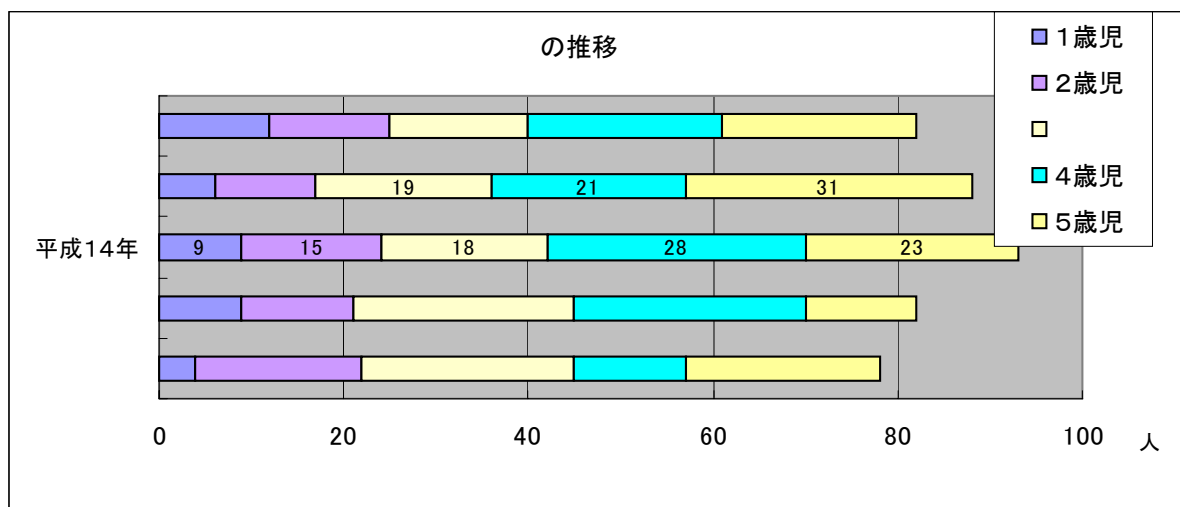
エ 子育て支援サービスの現状

・保育所

ニセコ町には、町立の保育所が1箇所あり、現在定員を90名として運営しています。保育時間は、午前8時30分～午後4時30分を基本としながらも、働く保護者の強い希望により午前7時50分～午後6時まで利用することができます。

設置数	1箇所
名称	ニセコ町立ニセコ保育所
定員	90名（1歳児～5歳児）
保育士数	8名
保育時間	午前8時30分～午後4時30分（平日、土曜日） ※家族の都合により、午前7時50分～午後6時00分まで利用可
待機児童	なし
利用状況	

	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
平成12年	4	18	23	12	21	78
平成13年	9	12	24	25	12	82
平成14年	9	15	18	28	23	93
平成15年	6	11	19	21	31	88
平成16年	12	13	15	21	21	82



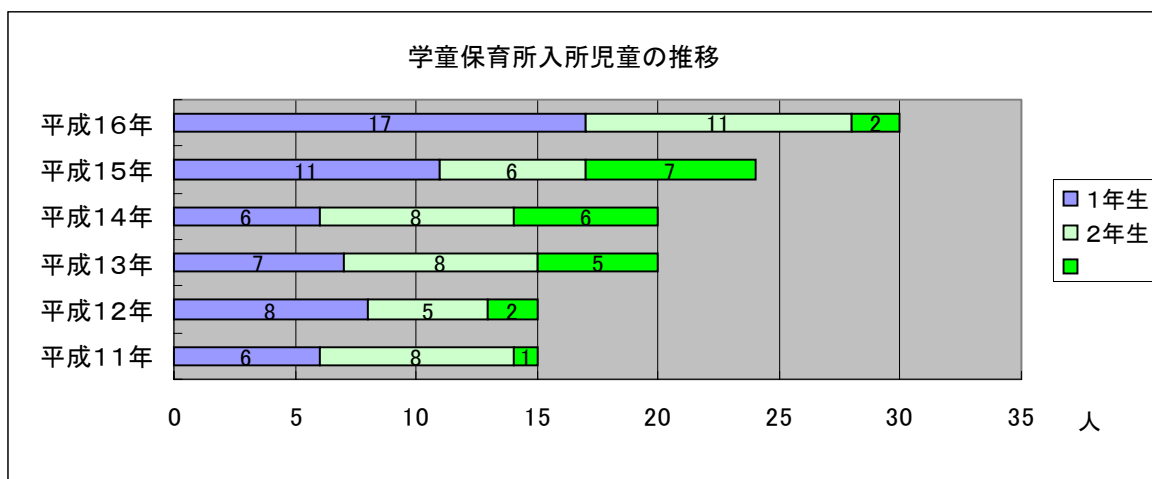
・学童保育所

両親の仕事等により昼間保護者がいない家庭の小学校一年生から三年生までを対象に学童保育を行っています。平成10年度、入所児童4名から始まり、徐々に定員を増やし平成17年度からは40名定員で運営することとしています。

設置数	1箇所（ニセコ小学校の空き教室を利用）
名称	ニセコ町学童保育所
定員	40名（小学校1年生～3年生）※平成15年度20名、平成16年度30名
指導員数	ローテーションにより平日3名体制（常勤指導員1名、補助指導員3名）
保育時間	午後1時00分～午後6時00分（平日） 午前8時00分～午後6時00分（土曜日、学校の長期休暇期間）
待機児童	平成15年度までは待機児童なし（定員を超えた4名も受入） 平成16年度は、6名

利用状況

	1年生	2年生	3年生	計
平成11年	6	8	1	15
平成12年	8	5	2	15
平成13年	7	8	5	20
平成14年	6	8	6	20
平成15年	11	6	7	24
平成16年	17	11	2	30



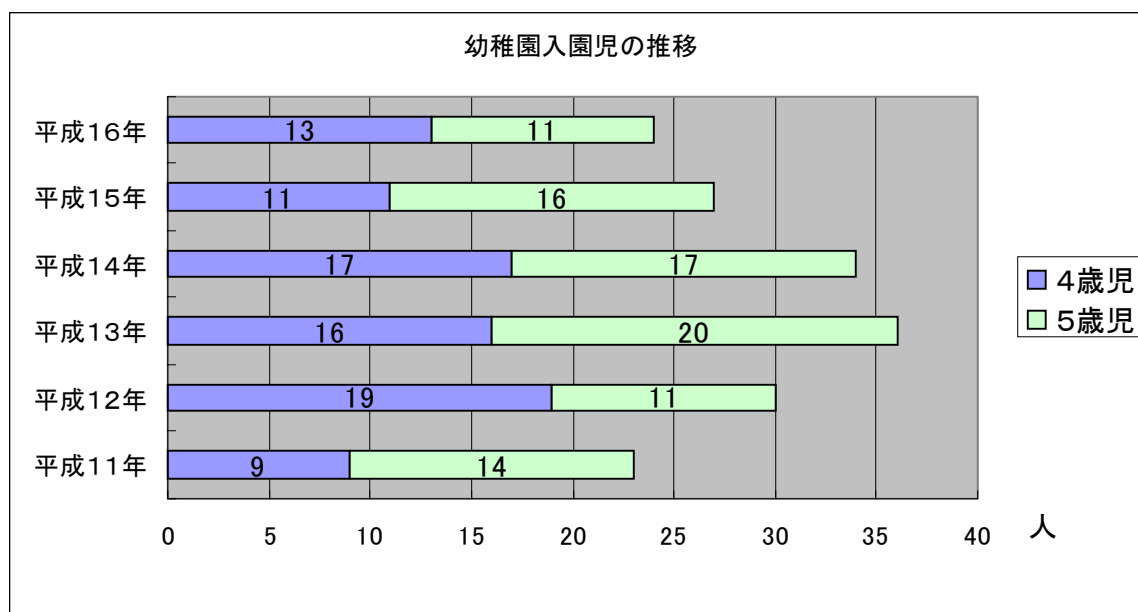
・教育施設等の状況

幼稚園	設置数	公立1箇所
	名称	ニセコ町立ニセコ幼稚園
	定員	4歳児：25名　5歳児：25名
	教員数	4名
	保育時間	午前8時30分～午後1時30分（平日）

待機児童 なし

利用状況

	4歳児	5歳児	計
平成11年	9	14	23
平成12年	19	11	30
平成13年	16	20	36
平成14年	17	17	34
平成15年	11	16	27
平成16年	13	11	24



小学校 設置数 公立小学校 3校

ニセコ町立ニセコ小学校	児童数 237名 (H16)	224名 (H15)
	教員数 14名	
ニセコ町立近藤小学校	児童数 17名 (H16)	16名 (H15)
	教員数 5名	
ニセコ町立宮田小学校	児童数 9名 (H16)	9名 (H15)
	教員数 5名	

中学校 設置数 公立中学校 1校

ニセコ町立ニセコ中学校	生徒数 134名 (H16)	148名 (H15)
	教員数 12名	

高等学校 設置数 公立高等学校 1校

ニセコ町立ニセコ高等学校	生徒数 106名 (H16)	99名 (H15)
	教員数 11名	

社会教育・体育施設

公民館、学習交流センター（図書館機能施設）、総合体育館、運動公園、陸上競技場、テニスコート、町民運動場、水泳プール、有島記念館

・その他子育て支援事業等の状況(平成 15 年度実績)

教室・サークル

幼稚園開放（おひさまひろば）	22 回開催	延べ 690 人参加
親子スポーツ教室	10 回開催	延べ 280 人参加
水泳教室	2 回開催	延べ 40 人参加
少年少女スポーツ教室	6 回開催	延べ 80 人参加
子どもスキー講習会	3 回開催	延べ 60 人参加
少年ふるさと教室	2 回開催	延べ 38 人参加
家庭教育学級	19 回開催	延べ 871 人参加

スポーツ少年団

スキー少年団・野球少年団など 12 団体

保健相談・指導

乳幼児健康相談	4 回実施	延べ 101 人相談
虫歯予防教室	4 回実施	延べ 188 人参加
妊婦訪問	10 人／年	
乳幼児訪問	60 人／年	
パパママセミナー	2 回実施	延べ 27 人参加
育児セミナー	4 回実施	延べ 37 人参加
育児サークル支援	12 回実施	延べ 125 人参加
あかちゃん訪問	40 回実施	延べ 40 人訪問

健診・予防

妊婦健康診査	受診件数	36 件			
乳幼児健康診査	4 回実施	受診率	乳児 84.3%	1 歳半 82.2%	3 歳 78.3%
歯科検診、フッ素塗布	2 回（6 日間）実施	延べ 353 人受診			
予防接種	7 種の定期予防接種	延べ 18 日間			
	414 人接種	（接種率 70%～95%）			

公園

農村公園（ちびっこ広場）、曾我森林公園、児童公園 7 箇所

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本的な視点

(1)子どもの視点

ニセコ町まちづくり基本条例第11条では、「満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する」と規定されています。『満20歳未満の青少年及び子どもにも、その年齢に応じた参加の形態が必要であり、その意見は町の重要な財産となる。こうした子どもたちの参加の権利が保障されるべきである。』というのがニセコ町の基本スタンスであり、『子育て支援サービスは、現在の子どもたちが直接的に影響を受けるものであって、この計画策定にあたって、子どもの参加はもとより、子どもの視点に立った計画づくり、取組みが大切なことである。』という基本認識のもと、この行動計画を進めていかなければなりません。

(2)次代の親づくりという視点

家族の形態は、多世帯が同居する大家族から核家族へと変化しており、子育ての実践的知識や方法が継承されにくくなってきています。このため、家庭における子育て支援、特に相談・援助体制を十分に考えながら、若い世代の育成を進めていく必要があります。

また、子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、将来自立し安心して家庭を持つことができるよう、長期的な視点に立った子どもの健全育成のための取組みを進めます。

(3)子育て支援策の質の視点

保護者などが安心して支援を受けることができる環境を整備するためには、希望に応じて供給するサービスの量を適切に確保するとともに、その質を確保することが重要です。このため、次世代育成支援対策においては、支援策の質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価などの取組みを進めます。

(4)支援のあり方という視点

次世代育成支援対策は、父母などの保護者（個人、家庭）が子育てについての第一義的責任を負うという基本認識を持ち、その上で地域や社会、また、国及び地方公共団体などの社会全体で協力し、取り組むべき課題を整理することが必要です。

さらに、民間団体、民間事業者、地域コミュニティなどとの連携や、既存の公共施設などの有効活用といった社会資源を最大限に活かす工夫が必要です。

2 基本理念

第4次ニセコ町総合計画における分野別方針の中で、次世代育成支援に関連する「想いに向かって歩き出せる人を育てます」及び「家庭と地域の安心を支えます」の二つの柱を基本理念に据え、行動計画における基本目標、基本政策を組立てます。

目指す将来像は『子どもたちの笑顔が輝くまちへ』とします。

— ニセコ町の将来像 —

子どもたちの笑顔が輝くまちへ

誰もが健康で、安心して暮らせるための仕組みを家庭と地域で築いていくことを目指します。そして、将来のニセコを担う大切な子どもたちが、心豊かでたくましく、常に成長する気持ちを忘れない大人へと育つことを目指します。

— 将来に向けての分野別方針 —

「想いに向かって歩き出せる人を育てます」

社会全体の生活水準がある程度高くなった現代日本では、私たち一人ひとりが、いかにして心豊かに暮らしていくかが大きなテーマとなっています。そこで、ニセコに住むすべての人が一人ひとりの違いを認め合い、充実して生き生きと輝く毎日を過ごせるために、お互いに助け合うことがこれからの目標の一つです。

そのため、自分のまち「ニセコ」への愛情を持ち、自然や文化、人との交流を楽しみ、チャレンジ精神と常に成長する気持ちを忘れない、生き方に誇りを持てる人づくりを目指します。

「家庭と地域の安心を支えます」

一人ひとりが、お互いの個性や自立する心を尊重しながら、お互いに助け合い、心の安らぎと生きる喜びを感じられることが、これからの目標の一つです。

そのために、家庭や地域で誰でも社会参加できる仕組みや、健康で安心して暮らせる地域を築くことを目指します。

3 基本目標

(1) 安心して子どもを産み、育てられるまちをつくる

将来の社会の担い手である子どもたちの健全な育成と、安心して子どもを産み健やかに育てる

ことができる社会が求められています。働きながら子育てをしている家庭への支援として子育て環境の整備と充実を図ります。

また、家族形態の変化等に伴い、子育てに関する悩み、不安を持つ親が増えてきていることから、悩みなどを軽減するための環境づくりをします。そのため、交流活動、相談体制、援助体制の充実を図ります。

子どもが健やかに育つこと、安心して生み育てられる環境づくりを社会全体で推進していくと同時に、家庭内での男女の協力が促進されるよう意識啓発を進めます。

(2)日々健康を実感し、安心して暮らせるまちをつくる

子ども、子育て家庭及びこれから家庭を持つ世代が健康で安心した生活を送られるよう、健康づくり活動の一層の推進を図ります。特に一貫した母子健康管理や母子医療、母子福祉の充実を進めます。さらに、障害の有無にかかわらず、すべての人々が平等に社会の構成員として自立した生活や社会活動を営むことを可能にし、誰もが隔たりなく交流し暮らせるまちをつくります。

生命と財産を守るため、関係機関、関係団体との連携を強化し、緊急時における体制整備、防犯や交通安全対策の向上を進め、さらに地域コミュニティにおける子育て力向上のための意識啓発を図ります。また、住環境や道路、公共施設等の生活環境全般において、暮らしやすく活動しやすいまちづくりを進めます。

(3)ニセコを愛し、強く優しい子どもたちを育む

将来のニセコを担う大切な子どもたちが、心豊かでたくましく、常に成長する気持ちを忘れない大人へと育つために、家庭、学校、地域社会の連携を深め、それぞれの教育環境の充実を目指します。

教育機関において、基礎学力の指導はもとより、人との交流や人間を尊重する教育の充実を推進していく必要があります。

さらに家庭や地域における、温かい人間関係や交流を通じた人間尊重の教育を支援することや学習、交流の場の提供を推進します。

(4)小児医療の充実

子育てのなかで、子どもの突然の発病や怪我は常に心配されます。緊急的な措置が必要な場合に対応できる、時間を選ばない医療体制が整うことは、子育てをしている親たちに大きな安心感を与えます。安心して子どもを育てられるまちには医療機関の充実が必要です。

現在、ニセコ町には全般的な診療分野に対応できる医療機関が1か所ありますが、小児専門医を求める声も多くあります。

現状でみると、ニセコ町のような小さな町で小児専門医を配置することは現実的ではないことから、広域的な連携を図りながら、救急医療体制や夜間診療を利用者の立場に立ちその充実を目指します。

また、病気の予防や早期発見に各種健康診査も重要な役割を担っています。

第3章 計画の内容

1 基本政策・個別政策

(1) 地域における子育て支援(安心して子どもを産み、育てられるまちをつくる)

【現況・課題】

安心して子どもを生み、育てるには、子育てをする親がその中心となり、最も責任を持って行わなければならないことはいうまでもありません。しかし、親だけで子育てはできないことも事実です。

そこで子育てをするすべての家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援策の充実が図られることが必要です。また、地域における子育て支援事業などに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報提供、利用援助等を行う必要があります。

子育てにおける悩みの最も効果的な解決策の一つが、身近な人に相談することだと考えられます。就学前児を持つ親、小学生の子どもを持つ親に尋ねても、ほとんどの人は「配偶者」「近所の人・知人、友人」や「祖父母を含む親族」など相談相手を持っています。一方で、他市町村から転入して日が浅いなどのため身近に相談相手がいない親もいます。

子育てに関するセミナーや相談会等が様々行われていますが、全体的な認知度は高いものの利用実績とは結びつかない面もあります。

【今後の取組】

ニセコ町では、幼稚園・保育所・地域子育て支援センターが一体となった幼保総合施設を建設し、平成19年度から運用を開始します。幼稚園と保育所を一体化することで就学前の子どもを分け隔てなく保育でき、時代の流れとともに生じている多様な保育ニーズにも対応していくことが可能になります。地域子育て支援センターは、これまで個別の支援で対応していた、在宅で子育てをしている家庭への支援の拠点となると共に、幼稚園・保育所の利用者も含めた様々な相談に応じる施設となります。

【具体的な取組】

○保育事業

保育事業は、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態や意向を十分に踏まえて事業体制を整えていくことが重要です。保育事業を利用したい理由は、「現在就労している」「就労したい」が主なもので親の労働環境と強く関係しています。今後更なる充実を図るうえでは延長保育、休日保育、夜間保育等、広く保護者が利用しやすい事業の提供が検討されなければなりません。また、質の向上を図るうえからも、積極的な情報提供と評価の仕組みの導入、実施についても取り組まなければなりません。

アンケート調査によると、これまでに子どもが病気で保育施設を休まなければならなかったことがあるという人が8割弱おり、そのとき親が仕事を休んだという人が約7割で、4人に3人は

仕事を休むのが困難だったと回答していることから、子どもの病気等に対する取組みも必要です。子どもが病気で家族が面倒を見るのが困難な場合に利用したい保育の支援は、「医療機関の専用スペースで預かってくれる」が一番多く、次いで「保育所などの専用スペースで預かってくれる」となっており、この分野でも保育所への期待が大きいものとなっています。

事業・施策	事業の概要	所管
延長保育事業（新規） （P18）	就労などで通常の保育所の開所時間を越えて児童の保育を希望する保護者からのニーズや、アンケート調査結果における保育時間の延長希望が多いことから保護者の就労形態に対応できるよう検討を行います。	保育所
休日保育事業（新規） （P19）	保護者の就労形態の多様化に対応するため、休日等に保護者の就労などで家庭における保育が困難な就学前の児童を対象とした休日保育事業の検討を行います。	保育所
一時保育事業（新規）	子育て中の親の育児疲れの解消や、急病、断続的な就労形態などに対応するため、一時的に預かる保育の実施に向けて、保育所環境の整備や、子育て支援センターの設置と併せ検討を行います。	保育所
乳幼児健康支援一時預かり事業（新規）	病気の回復期にある児童の一時預かりを行うことによって、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	保育所
放課後児童健全育成事業（学童保育所） （P19）	就労などで保育できない家族に代わり、月曜日から土曜日まで、放課後や休み期間中（日曜祝祭日、年末年始を除く）小学校1年生から3年生までの児童の保育を行います。	保健福祉課

○子育て支援のネットワークづくり

就学前の子育てで不安や負担を感じたり、気になっていることは、「しつけ」が最も多く、次いで「教育」「食事」「家族協力」「病気」「ストレス」の順になっています。

また、子育てに対する情報の入手先で最も多かったのは、「隣近所の人や友人・知人」で、次いで「親族」「テレビ・ラジオ・新聞」「保育所」の順となっています。

町内における子育て支援のネットワークを形成し、各種サービスが利用者に十分に周知されるよう、子育てマップや子育てカレンダーの作成による情報提供を検討します。

また、地域の皆さんが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるように、子育てに関する意識啓発を図る観点から子育て支援の各種施策を積極的に情報提供していきます。

事業・施策	事業の概要	所管
子育てマップ・子育てカレンダーの作成による情報提供	子育てマップや子育てカレンダーを作成し、各種サービスが利用者に十分に周知されるよう情報提供を行います。	学校教育課

事業・施策	事業の概要	所管
幼稚園開放事業「おひさまひろば」	幼稚園・保育所に通っていない未就学のお子さんと保護者を対象に、幼稚園を開放します。通常の開放事業に加え、通信の発行による育児情報の提供や父親参加型の行事の実施、地域のボランティア団体との連携なども実施し、平成 19 年度の地域子育て支援センター開設に向けた、子育て支援事業の中核として位置付けます。	学校教育課 幼稚園
保育所開放事業	幼稚園・保育所に通っていない未就学のお子さんと保護者を対象に、保育所を開放します。保護者にとっては、同年代の子どもの発達状況や接し方などを学ぶ場になります。同時に、職員にとっては、平成 19 年度に開設予定の地域子育て支援センターの対象となるお子さんや保護者と接する機会となります。	保育所 学校教育課
出張親子遊び教室事業	市街地以外の各地区に出張して親子遊び教室を実施します。市街地以外の地区に居住する親子が子育て支援事業に容易に参加できる機会を提供するとともに、各地域における親子の交流を促進します。	保健福祉課 学校教育課
講演会等での託児室設置事業	町や民間団体等が実施する会議や研修会等に子育て中の親が積極的に参加でき、開催時間中安心して子どもを預けられる場を設けるよう、一時預かりの実施推進を図ります。	学校教育課
子育て支援についての啓発事業	町の広報紙や各種の講演会等、子育て支援の必要性や施策について啓発活動を実施し、地域住民の子育て支援に対する理解促進と地域全体での子育て支援への取組みを促します。	保健福祉課 学校教育課
子育てボランティア育成事業(新規)	各種子育て支援事業の実施にボランティアとして協力するスタッフを募集します。また各種講座等を実施してボランティアスタッフを育成し、ボランティアの組織的な運用を図ります。	学校教育課
育児サークルの支援	自主的な活動をしている子育てサークルについて、活動の充実を図る支援を行います。	保健福祉課
地域子育て支援センター事業(新規)	平成 19 年度に開設する幼保総合施設に地域子育て支援センターを併設します。平成 18 年度までに実施されている子育て支援事業を、地域子育て支援センターで統括し、町全体の子育て支援事業の拠点となる施設とします。	保健福祉課 学校教育課

事業・施策	事業の概要	所管
親子スポーツ教室の開催 (P25)	就学前の子どもとその親が、スポーツ活動を通して友達づくりをするとともに、健康な体づくりができるように親子スポーツ教室を開催します。また、教室終了後に参加者のみなさんで作り、自主的に活動する「親子スポーツクラブ」への支援も行います。	町民学習課
民生委員・児童委員活動 (P20, 22, 26)	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図り、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握や支援を行っている民生委員児童委員や児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供の充実に努めます。	保健福祉課

(2)職業生活と家庭生活との両立の推進(安心して子どもを産み、育てられるまちをつくる)

【現況・課題】

男性を含めすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに「働き方の見直し」を進めることが必要です。また、職場優先の意識や働きやすい環境づくりの妨げとなる慣行、その他の要因を解消することが必要です。

仕事と子育ての両立を支援するための体制の整備を図らなければなりません。

「現在、就労していない又はこれまで就労したことがない」という人も、「子育てがある程度落ち着いたら働きたい」という希望を持っています。

「仕事を探している」「子どもの預け先がない」「働く予定がある」という人たちの中で、0歳児1歳児と2歳児がいる家庭では全員が保育サービスの利用を希望し5歳児の家庭では60%が利用を希望しています。

【今後の取組】

仕事と家庭を両立していくためにも、「子どもの預け先がないので仕事を探せない」状況を改善していかなければなりません。このような保護者のニーズを踏まえつつ、子どもの視点に立った保育を進める必要があります。

アンケートによると保育時間の延長や休日保育が求められています。平日保育及び休日保育の延長時間は開始前30分と19時台までとなっています。

こうしたことから、延長保育についても積極的に検討しなければなりません。

【具体的な取組】

事業・施策	事業の概要	所管
延長保育事業(新規) (P16)	就労などで通常の保育所の開所時間を越えて児童の保育を希望する保護者からのニーズや、アンケート調査結果における保育時間の延長希望が多いことから保護者の就労形態に対応できるよう検討を行います。	保育所

事業・施策	事業の概要	所管
休日保育事業（新規） （P16）	保護者の就労形態の多様化に対応するため、休日等に保護者の就労などで家庭における保育が困難な就学前の児童を対象とした休日保育事業の検討を行います。	保育所
放課後児童健全育成事業（学童保育所） （P16）	就労などで保育できない家族に代わり、月曜日から土曜日まで、放課後や休み期間中（日曜祝祭日、年末年始を除く）小学校1年生から3年生までの児童の保育を行います。	保健福祉課
介護休業制度の普及・啓発	女性だけでなく、男性も家族の介護ができる環境整備を目的とし、町公式ホームページや広報などで、制度の普及・啓発を図り、各事業所・事業主への理解・協力を得られるよう努めます。	農業観光課
育児休業制度の普及・啓発	町公式ホームページや広報などで、制度の普及・啓発を図り、各事業所・事業主への理解・協力を得られるよう努めます。	農業観光課

（3）要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進（日々健康を実感し、安心して暮らせるまちをつくる）

【現況・課題】

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防、早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともにすべての関係機関の協力体制の構築が不可欠となっています。

ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を実施していくことが必要です。

また、障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが必要です。

【今後の取組】

児童相談窓口や要保護児童対策協議会の設置により予防から自立支援に至るまで、個々のケースの解決につながるような取組が必要です。

母子家庭等が急増している中で、ひとり親家庭に対する各種支援策の積極的な展開が求められます。

幼稚園、保育所や学童保育所における障害児の受け入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図る必要があります。

また、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により適切な医療及び医学的リハビリテーシ

ョンの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組みを推進するとともに、児童デイサービス事業等を通じて保護者に対する育児相談を推進すること等家族への支援も合わせて行う必要があります。

【具体的な取組】

- ①虐待の発生予防として、日常的な育児相談機能の強化、出産後間もない時期を中心とした母子保健事業や日常診療等の強化、養育者の孤立を防ぐための専門的な支援サービスの充実
- ②虐待の早期発見・早期対応として、児童虐待に着目した主任児童委員、児童委員等の積極的な活用及び相談窓口の設置
- ③保護、支援等として、要保護児童対策協議会の設置による虐待の進行防止、家族の療養機能の再生・強化を目指した在宅支援等の充実
- ④育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制の整備等、総合的な親と子の心の健康づくり対策の推進
- ⑤保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携による障害児の発達支援及び身近な地域で安心して生活できる体制の整備
- ⑥子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業及び保育所の入所に対する配慮等、各種支援策の推進及び充実

事業・施策	事業の概要	所管
乳幼児健康診査等における児童虐待及び発達障害の早期発見強化	妊娠届出時や乳幼児健診等で生活・子育て環境を把握し、早期支援を実施し、また、子育て支援の必要な親の早期発見、早期支援に結びつくための事業を展開し、児童虐待及び発達障害の早期発見を目指します。	保健福祉課
母と子の子育て教室・相談事業	近隣町村合同で乳幼児の発達健診や児童デイサービス事業を行い、発達障害の早期発見、早期対応を目指します。	保健福祉課
児童虐待防止活動の推進	児童虐待防止の未然防止や早期発見及び早期解決のため、児童相談窓口を設置するとともに、要保護児童対策協議会を設置し、地域において児童と関わりを持つ関係団体が有機的に連携協力し、児童虐待の防止対策を推進しています。	保健福祉課
障害児支援のネットワークづくり	保健、医療、福祉、教育部門が連携して障害に応じた適切な療育と指導を行い、地域で安心して生活できるよう関係機関のネットワーク化を進めます。	保健福祉課
民生委員・児童委員活動 (P18, 22, 26)	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図り、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握や支援を行っている民生委員児童委員や児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供の充実に努めます。	保健福祉課

(4)母性、父性並びに乳幼児、思春期の健康確保及び増進(日々健康を実感し、安心して暮らせるまちをつくる・小児医療の充実)

【現況・課題】

母性、父性並びに乳幼児及び思春期の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育分野間の連携を図りつつ、母子保健施策等の充実を図られることが必要です。

町では、母親や子どもを対象とした各種健診やセミナーを積極的に開催していますが、中学生・高校生に対しては、広く関係機関が対応しています。しかし、思春期を迎える中学生・高校生については、悩み事心配事が「ある」という回答が68.2%あり中学生より高校生、特に女性に多くなっています。その悩みや心配ごとでは、「勉強や成績のこと」が大変高い割合を示しており(76.3%)、2位「お金」(33.6%)、3位「友達」(32.1%)を大きく上回っています。

【今後の取組】

妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実に努め、妊娠・出産から育児へと総合的・継続的な相談・指導体制の確保を図り、母性の健康確保と子どもが健やかに育つ環境づくりや食育の普及を行っていきます。

安心して子どもを生み、子どもたちが健康で暮らせる環境をつくるためには、突然の発病や怪我など、緊急的な措置が必要な場合にも対応できる小児医療体制を確立する必要があります。

思春期の悩みごとや心配ごとを主に誰に相談しているかについては「学校の友達」が約52%で、次いで「誰にも相談しない」が約36%、「母親」が約28%となっています。相談ごとを誰にも相談しない生徒が約36%を占める状況を解決するために家庭はもとより、地域、学校が一体となった相談体制をとることや、相談を受ける体制づくりが必要になってきます。

主任児童委員や児童委員が行う心配ごと相談の周知及び積極的な利用ができる体制を検討します。

【具体的な取組】

事業・施策	事業の概要	所管
母子健康手帳配布及び妊婦健康診査助成事業	妊娠の届出があった妊婦に対し、母子健康手帳の配布と妊婦定期健康診査2回分の助成券を発行し、専門医療機関を受診することによって妊婦の健康維持・増進を図ります。	保健福祉課
乳幼児健康診査	3～12ヶ月、1歳半児、3歳児を対象に、医師による診察と育児相談、また、栄養士・歯科衛生士による専門的栄養相談や歯科相談を行います。	保健福祉課
小児医療体制の充実	北海道ようてい医師会の協力を得ながら広域的な連携を図り、救急医療や夜間診療体制の充実を図ります。	保健福祉課
パパママセミナー	出産を迎えるご夫婦を対象に、妊娠・出産・育児の学習と参加者同士の交流を行います。	保健福祉課
あかちゃん訪問	初妊婦さん、生後1か月前後のあかちゃんの家を訪問し、産前産後の体調や子育ての相談を行っています。	保健福祉課

事業・施策	事業の概要	所管
育児セミナー	1歳までのお子さんを育児しているお母さんを対象に、学習や交流を行います。歯みがきや離乳食の紹介など、食育の推進に努めます。	保健福祉課
乳幼児健康相談	乳児と2歳児の発育や栄養、生活習慣、子育ての心配ごとの相談を行います。	保健福祉課
歯科検診・フッ素塗布事業	1歳から就学前までの幼児を対象に、歯科医師と歯科衛生士が歯科検診とむし歯予防指導、フッ素・サホライド塗布を行います。	保健福祉課
むし歯予防教室	幼稚園と保育所で、幼児や保護者を対象に虫歯予防のための教室を行います。	保健福祉課
お子さんの予防接種	年齢に応じてポリオ、BCG、三種混合、風しん、麻しん、二種混合の予防接種を行います。	保健福祉課
児童生徒健康診断	学校保健法に基づき児童生徒の健康を保ち、さらに増進させるため、内科、歯科、耳鼻咽喉科、眼科、心臓の検診と結核検査、尿検査、ぎょう虫卵検査を行います。対象者は幼稚園児から高校生までで、内科と歯科検診、尿検査は毎年全員が受けますが、その他の検診などは受診する時期(学年)がそれぞれ定められています。	学校教育課
家庭教育学級の開催(P25)	各小・中学校と連携して、学習会やスポーツ交流を開催します。これらの交流を通じて地域内の親交を深め、子どもの健やかな成長とあたたかい家庭づくりを目指します。	町民学習課
食に関する指導の充実	幼稚園・小学校において子ども達が食に関心をもち、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、健康管理が行えるよう、食に関する指導の充実に努めます。	学校教育課
思春期教育の実施	学校教育において、児童生徒の心身の発達における男女の役割と責任を生理学的、倫理的な面から理解し、性に対する健全な態度を培い、現代社会にふさわしい性道徳を確立するための教育を進めます。また、次代の親を育てるために思春期から乳幼児とふれあう機会をつくります。	学校教育課
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	学校教育において、児童生徒の心身の発達段階に応じて、健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において健康で安全な生活を送る態度を育成する指導を充実するとともに、警察や医療機関などの関係機関と連携を図り、児童生徒の健康で安全な生活を築こうとする態度の育成と保護者への啓発に努めます。	学校教育課
民生委員・児童委員活動(P18, 20, 26)	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実に図り、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握や支援を行っている民生委員児童委員や児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供の充実に努めます。	保健福祉課

(5)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備(ニセコを愛し、強く優しい子どもたちを育む)

【現況・課題】

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義を、各分野が連携しつつ効果的な取組みを推進することが必要です。

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等までを含めた確かな学力を身に付けさせることが重要であり、子ども、学校及び地域の実態を踏まえた創意工夫が必要です。また、子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されていることを踏まえ、子どもがスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するために、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進めることが必要です。

子どもを地域社会で育てるという観点から、学校、家庭及び地域の連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めることが必要です。

一般書店やコンビニエンスストア、自動販売機等で性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ等が販売され、テレビやインターネット上でも性、暴力等の有害情報が流されており、子どもに対する悪影響が懸念されていることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携して関係業界に対する自主的措置を働きかけることが必要です。

中高生に対し、将来の希望を聞くと「好きなことをして生活」が25.5%で高校生の男子で多くなっています。2位は「個性や才能を生かしたい」で16.7%、どちらかというとなら女性で多く3位「妻(夫)子いる生活」は高校生の女性で多くなっています。

「結婚に対して喜びや希望を感じますか」の質問に対しては、現時点では実感が伴わないせいか、中高生とも「どちらともいえない」との回答が3割近くありました。中学生は「どちらかといえば感じる」が多く、高校生の女性では「とても感じる」男性は「どちらかといえば感じる」という傾向です。

また、「現時点で将来結婚したとき子どもがほしいですか」の問に対して「とてもほしい」が38.0%、「どちらかといえばほしい」が35.4%となりました。

現時点での仕事と子育てについての男女の生き方をどのように感じるかの問に対して「両立」が最も多く率にして約56%になりました。性別で見ると男性では「仕事優先」、女性では「子育て優先」の傾向が見られます。

【今後の取組】

家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めることが必要です。

家庭教育は、すべての教育の出発点であり基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものです。核家族化、少子化等地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されていることから、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うことが必要です。

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決す

る力や他人を思いやる心、感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていくことが必要です。

【具体的な取組】

○児童の健全育成

児童数の減少により、遊びを通じての仲間関係の形成や社会性の発達、規範意識の形成に大きな影響があると考えられる地域社会において、児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所作りが必要です。

サークル活動も様々行われていますが、親の意見では「参加するつもりはない」と否定的な回答が多くを占めました。しかし、子どもたちが参加したことがある、若しくは参加させたい地域活動を聞くと「スポーツ少年団活動」が7割を超え、「キャンプ等の野外活動」と「ホームステイ等の国際交流活動」が共に3割を超え、これらの意向は強いといえます。

今後実際に行う自主活動の際、行政に支援してもらいたいことをたずねると最も多かったのは、「活動場所の提供」で次いで、「活動時間中の保育サービス」「情報発信」「活動資金の助成」となっています。

事業・施策	事業の概要	所管
ブックスタート事業 (絵本の贈呈)	赤ちゃんのここと心と心を育むために必要な、あたたかなぬくもりの中で優しく語りあう時間を「絵本」を通じて応援する運動を行っています。町では、あそぶっくの会の協力を得て、0歳児健診の機会に、赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡しています。	保健福祉課
学習交流センター (あそぶっく)での活動	学習交流センター(愛称:あそぶっく)は、図書の貸し出しや行政情報の閲覧、インターネットの利用など、まちのさまざまな情報の集積場所として利用できます。	町民学習課
読書活動の計画的推進(新規)	学校・保育所・幼稚園・学童保育所での読み聞かせの推進や学校への図書情報の提供を行うほか、関係部局とも連携し、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう環境づくりを進め、読書活動を通じた子育て支援の充実を図ります。	町民学習課
子ども議会	子どもの権利を尊重するとともに、まちづくりに子どもの意見を取り入れることで、次世代を担う子ども達にとって住みよい環境づくりや郷土愛の向上を図ります。	学校教育課
小学生まちづくり委員会・中学生まちづくり委員会	将来を担う子どもたちと共に、それぞれの視点でニセコ町のまちづくりについて考えていきます。この委員会では、小学生と中学生の委員でそれぞれ組織し、タウンウォッチング(まちのさまざまな場所を実際に見てまわる)やまちづくりについての話し合いを行います。	総務課

事業・施策	事業の概要	所管
青少年健全育成のための講演会	子どもたちの健やかな成長を願い、家庭や地域、親のあるべき姿を考えるため、ニセコ町PTA連合会と連携して講演会などを開催します。	町民学習課
青少年芸術鑑賞会の開催	児童生徒に演劇や音楽公演など優れた芸術鑑賞の機会を提供します。	町民学習課
少年洋上セミナー事業	フェリーに乗って、姉妹都市訪問を行います。ホームステイやさまざまな体験活動を行い、姉妹都市児童との交流を深めながら、ふるさと「ニセコ」を見直す機会をつくります。対象は、小学5、6年生で、夏休み期間中に姉妹都市への研修旅行を実施します。	町民学習課
少年ふるさと教室の開催	ふるさとの歴史や自然に親しみ、ふるさとを愛する心を養うため、ヘリコプター体験搭乗や自然体験学習などを行います。	町民学習課
親子スポーツ教室の開催 (P18)	就学前の子どもとその親が、スポーツ活動を通して友達づくりをするとともに、健康な体づくりができるように親子スポーツ教室を開催します。また、教室終了後に参加者のみなさんで作り、自主的に活動する「親子スポーツクラブ」の支援も行います。	町民学習課
家庭教育学級の開催 (P22)	各小・中学校と連携して、学習会やスポーツ交流を開催します。これらの交流を通じて地域内の親交を深め、子どもの健やかな成長とあたたかい家庭づくりを目指します。	町民学習課
有島記念館運営事業	ニセコ町ゆかりの作家有島武郎に関する資料の展示・保存及び有島文学の研究を行うとともに、青少年公募絵画展、一房の葡萄祭、春の音楽祭、有島童話祭の開催など、児童の発表及び芸術鑑賞機会を提供し地域の文化、教育の振興に努めます。	町民学習課
放課後スポーツ教室の開催	小学校1年生を対象にスポーツをする機会を提供し、楽しさを感じながら体力をつけることを目指して、陸上、水泳、スキーなどを行います。	町民学習課
ニセコ町スポーツ少年団事業補助	町内のスポーツ少年団体を統括しているスポーツ少年団本部の活動を充実させるため、その運営費を補助しています。スポーツ少年団は、優秀な選手育成、交流や社会秩序、マナーの学習を目的に活動しています。	町民学習課
町民ラジオ体操会の開催	健康づくりと充実した夏休みを過ごしてもらうため、全ての町民を対象に、ラジオ体操を行います。また、地域や各家庭でもラジオ体操を行えるよう出席カードとスタンプ、ラジオ体操のCDの貸し出しを行っています。	町民学習課

事業・施策	事業の概要	所管
情報教育	小学校・中学校・高校の児童・生徒の情報教育の一環としてパソコンを整備し、コンピュータの使用を通じて、現代の情報通信社会に対応できるように人材の育成を行います。また、有害情報から子どもたちを保護するために情報資源活用の適切な方法・形態を判断でき、情報資源を適切に活用できる能力の向上を目指します。	学校教育課
海外・農業研修生派遣事業	海外の農業・観光産業先進地の視察研修を行い、幅広い知識と技能を習得させ、国際的視野を深めることを目指します。	学校教育課
防犯協会	犯罪のない社会を理念とし、防犯思想の普及・高揚・防犯活動の能率的な運営並びに、青少年の健全育成に努め、明朗にして健全な社会秩序の確保に努めます。	保健福祉課
民生委員・児童委員活動 (P18, 20, 22)	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実に図り、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握や支援を行っている民生委員児童委員や児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供の充実に努めます。	保健福祉課

(6)子育てを支援する生活環境の整備(日々健康を実感し、安心して暮らせるまちをつくる)

【現況・課題】

関係機関と連携しながら、持家又は借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等を進めていくことが望まれます。

また、公営住宅や保育所等の子育て支援施設では、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を推進する必要があります。

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設等において、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことが必要です。

【今後の取組】

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質な家族向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組みが必要です。

また、公営住宅においては、子育て期にある多子世帯等がゆとりある住宅に入居できるような配慮も望まれます。

子どもや子ども連れの親等が安全に安心して利用できる道路交通環境等を整備するため、次の取組みを行うことが必要です。

<道路交通環境等の整備>

- ①幅の広い歩道、バリアフリー対応型信号機の整備の推進
- ②生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進

③通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の推進

④道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆トイレ並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備の推進及びこれらの必要性に関する広報活動

【具体的な取組】

事業・施策	事業の概要	所管
公営住宅の供給	これから子育てを行う、あるいは子どもを増やしたいと計画し、子育てをしていく上で、ゆとりある居住環境の確保は必要不可欠であることから、建替事業や改善事業などを行うなかで、集会施設や広場を設けるなど、世代を越えた交流ができるスペースを確保し、子育て世帯にも快適で安心して暮らせる公営住宅の供給に努めます。	建設課
街路灯の設置・維持管理支援	町内会等の街路灯の設置及び維持管理に対する支援と町公設街路灯の維持管理を行い、夜間における町民の交通安全確保と地域における犯罪防止の向上に努めます。	町民生活課
シックハウス対策の推進	ホルムアルデヒド等の化学物質の放散は、居住する者の健康に悪影響を及ぼすものであることから、建築基準法に基づいて指導を行うとともに、公共建築物では、室内空気環境の検査を行っていくこととし、シックハウス対策の推進に努めます。	建設課
交通事故危険箇所の看板等の設置事業	交差点やT字路など、危険箇所に交通安全看板・カーブミラーなどを設置し、交通安全の注意を呼びかけ、交通弱者の保護と交通事故発生防止に努めます。	町民生活課
安全な歩道整備	安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりある歩行空間に配慮した歩道造成、拡幅を行い、安全な生活道路の整備に努めます。	農業観光課 建設課
道路整備事業	歩行者と運転者双方の視点から、安全に利用できる道路整備に努め、歩道の段差解消や見通しの良い道路整備など、安心して外出できる道路環境整備の向上を図ります。	農業観光課 建設課
ちびっ子広場及び児童公園の維持管理	農村公園及び児童公園の維持管理を行い、地域児童に健全な遊び場を与えてその健康を増進し情操を豊かにします。	保健福祉課 建設課

(7)子ども等の安全の確保(日々健康を実感し、安心して暮らせるまちをつくる)

【現況・課題】

小学生を持つ親のアンケートによると、子どもが安全に生活できる環境づくりに最も大切なものは、

「子どもを守る為の情報提供とパトロール」で 63.5%、次いで「街路灯・防犯灯の整備」が 44.6% 「道路交通の安全性」が 43.9%となっています。

一方就学前の児童を持つ親では、子どもが安全に生活できる環境づくりに最も大切なものは、「子どもを守る為の情報提供とパトロール」で 43.0%、次いで「公園広場の整備」が 34.6% 「歩道の安全性」が 34.6%となっています。

子どもを交通事故から守るため、町、保育所、学校など関係機関との連携・協力体制の強化を図り総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

また、犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもたちの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するために、子どもたちに対するカウンセリング、保護者に対する助言等関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要です。

【今後の取組】

子どもと子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を体系的に行うことが必要です。また、実情に即した交通安全教育を推進するために、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成を図ります。

子どもを犯罪等の被害から守るために

- ①犯罪等に関する情報の提供を推進
- ②関係機関・団体との情報交換を実施
- ③学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進
- ④防犯講習の実施
- ⑤「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の支援
- ⑥子ども及び子育てを行う親を対象にした交通安全教室や、チャイルドシートの使用効果と正しい使用方法の普及啓発活動

【具体的な取組】

事業・施策	事業の概要	所管
交通安全教室	子どもを対象として、学校等の協力により参加・体験・実践型の交通安全教室を行い、交通事故防止対策の向上に努めます。	町民生活課
子ども110番の家（車）等防犯ボランティア活動の支援	子ども110番の家（車）等防犯ボランティア活動の支援を行い、防犯体制の強化に努めます。	学校教育課
交通安全思想普及事業	乳幼児からの交通安全教育の充実、子どもの目線に立った危険箇所の改善、チャイルドシート装着の啓発等を推進し、交通事故防止対策に努めます。また、警察、交通安全推進団体、町内会など関係機関・団体と連携した協力体制を図り、地域における交通安全思想の普及推進に努めます。	町民生活課

2 事業目標量

この計画を進めるため、子育て支援サービス等の目標値を設定して取組みを進めます。

施策領域	指標	現状 (H16年度)	目標 (H21年度)
・乳幼児健康支援一時預かり事業（病後保育（派遣型））	年間延べ 派遣回数		
・乳幼児健康支援一時預かり事業（病後保育（施設型））	設置箇所数 定員数		
・ファミリー・サポート・センター事業	設置箇所数		1か所
・放課後児童健全育成事業	設置箇所数 定員数	1か所 30人	1か所 40人
・子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	設置箇所数 定員数		
・子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	設置箇所数 定員数		
・一時保育事業	設置箇所数 定員数		1か所
・特定保育事業	設置箇所数 定員数		
・つどいの広場事業	設置箇所数		1か所
・地域子育て支援センター事業	設置箇所数		1か所
・通常保育事業	定員数	90人	100人
・延長保育事業	設置箇所数 定員数		1か所 30人
・休日保育事業	設置箇所数 定員数		1か所 30人
・夜間保育事業	設置箇所数 定員数		
・幼保総合施設整備事業	設置箇所数		1か所
・幼稚園における預かり保育	設置箇所数		1か所
・子育てマップの作成	作成・配布年度	16年度	継続
・保育所のサービス評価の実施	評価の 実施年度	16年度	継続
・0歳児保育	設置箇所数 定員数		1か所 5人

ニセコ町次世代育成支援対策行動計画策定委員名簿

役職	職名	氏名
委員長	町長	逢坂 誠二
副委員長	助役	野村 俊一
	教育長	篠原 正男
委員	総務課参事	片山 健也
	町民生活課長	原田 正
	建設課長	鎌田 克己
	保育所長	高木 幸雄
	学校教育課長	林 知己
	町民学習課長	志村 孝一
	保健福祉課長	佐藤 隆一
事務局		保健福祉課福祉係

ニセコ町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

役職	所属	氏名
会長	ニセコ小学校	校長 加藤 優二
副会長	あそぶっくの会	会長 久保 朋子
委員	ニセコ保育所	所長 高木 幸雄
	ニセコ幼稚園	園長 木村 武正
	社会福祉協議会	会長 中居 松雄
	主任児童委員	佐々木 涼子
	主任児童委員	片山 みどり
	ニセコ小学校 PTA	会長 前田 孝之
	学校教育課	課長 林 知己
保健福祉課	課長 佐藤 隆一	
事務局		保健福祉課福祉係

ニセコ町次世代育成支援対策行動計画策定プロジェクトチーム

保健師、保育士、学童保育所指導員、学校教育係、町民学習係、社会教育主事、幼稚園教諭、子育て推進員、福祉係（事務局）

発行：ニセコ町

編集：ニセコ町保健福祉課福祉係

〒048-1595 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地

TEL 0136-44-2121

FAX 0136-44-3500

E-mail fukushi@town.niseko.hokkaido.jp

発行日：平成17年3月